

①借金や相続など権利のあるなしを判断する裁判を何と言う？
(民事裁判)

②犯罪について有罪無罪と刑罰を判断する裁判を何と言う？
(刑事裁判)

③国や地方公共団体などの行政機関を訴える裁判を何と言う？
(行政裁判)

④刑事事件の捜査を行うのはどこ？
(警察)

⑤刑事裁判の起訴・不起訴を決めるのはどこ？
(検察)

⑥自白の強要を防ぐため、逮捕された者が自分に不利益な証言をしないでよい権利を何と言う？
(黙秘権)

⑦裁判を三回まで受けられる制度を何と言う？
(三審制)

⑧第一審から第二審への再審請求を何と言う？
(控訴)

⑨第二審から第三審への再審請求を何と言う？
(上告)



なんか政治っておもしろい！